

水田で粗飼料の生産を拡大する方に面積助成を行います。
(上限13,000円/10a)

(経済危機対策関連予算の成立により助成が可能となります。)

このような農業者の声に応えます。

- がんばって作付拡大したのに、「耕畜連携水田活用対策事業」の助成額が減っては取組が進まない。^(※1)
- 来年飼料用米を作る予定だが、稲わらも、エサに利用したい。
- 稲WCSなど、水田を有効に活用して粗飼料を作りたい。



※1 耕畜連携水田活用対策事業の助成額は23年度まで一定となるため、面積が拡大すると、面積当たり単価が減少することとなります。

飼料用米を作った後のわら。すき込むのもったいないわよね。

そこで本対策では。。。

(水田における20年より拡大した分に^(※2)助成します)

- 稲発酵粗飼料の生産
- 飼料用米生産ほ場の稲わらの飼料利用
- その他飼料作物の生産



上限13,000円/10aを助成

※2 耕畜連携水田活用対策事業、水田等有効活用促進交付金の要件を満たすことが必要です。
※3 20年既作付分に対しては、耕畜連携水田活用対策事業で同水準が助成されます。

この対策によって、
生産を拡大するほど、多くの助成金が支払われます。

詳しい内容についてのお問い合わせは、

農林水産省〇〇農政局生産経営流通部畜産課(TEL:)又は
生産局畜産振興課(TEL:03-3502-5993)にご相談ください。

平成21年4月27日